

平成 31 年度の地方財政

「平成 31 年版地方財政白書」（平成 31 年 3 月 15 日公表）抜粋

(1) 平成 31 年度の経済見通しと国の予算

ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成 31 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成 30 年 12 月 18 日閣議了解、平成 31 年 1 月 28 日閣議決定された。この中で、以下の平成 30 年度の経済動向、平成 31 年度の経済見通し及び平成 31 年度の経済財政運営の基本的態度が示された。

(ア) 平成 30 年度の経済動向

平成 30 年度の我が国経済は、緩やかな回復が続いている。輸出はおおむね横ばいとなっているものの、企業収益が過去最高を記録する中で設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続くなど、経済の好循環は着実に回りつつある。ただし、昨年夏に相次いだ自然災害により、個人消費や輸出を中心に経済は一時的に押し下げられた。

政府は、一連の自然災害の被災地の復旧・復興を全力で進めるため、平成 30 年度第 1 次補正予算を迅速かつ着実に実施している。あわせて、防災・減災、国土強靱化のための 3 年緊急対策に速やかに着手するなど、追加的な財政需要に適切に対処するため、平成 30 年 12 月 21 日に平成 30 年度第 2 次補正予算を閣議決定した。今後についても、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが見込まれる。

物価の動向をみると、年度前半の原油価格上昇の影響等により、消費者物価（総合）は前年比で上昇している。

この結果、平成 30 年度の実質国内総生産（実質 GDP）成長率は 0.9%程度、名目国内総生産（名目 GDP）成長率は 0.9%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は 1.0%程度の上昇と見込まれる。

(イ) 平成 31 年度の経済見通し

平成 31 年度については、10 月に消費税率の引上げが予定されている中、経済の回復基調が持続するよう当初予算において臨時・特別の措置を講じるなど、「平成 31 年度の経済財政運営の基本的態度」の政策効果もあいまって、我が国経済は雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が更に進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれる。

物価については、景気回復により、需給が引き締まる中で上昇し、デフレ脱却に向け前進が見込まれる。

この結果、平成 31 年度の実質 GDP 成長率は 1.3%程度、名目 GDP 成長率は 2.4%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は 1.1%程度の上昇と見込まれる。

なお、先行きのリスクとして、通商問題が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。

(ウ) 平成 31 年度の経済財政運営の基本的態度

今後の経済財政運営に当たっては、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600兆円経済と財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。

持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、一人ひとりの人材の質を高める「人づくり革命」と、成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組む。

また、希望出生率 1.8、介護離職ゼロの実現を目指すとともに、生涯現役社会の実現に向け、高齢者雇用促進のための改革等を実現し、全世代型社会保障制度への取組を進め、少子高齢化という最大の壁に立ち向かっていく。

さらに、農林水産業をはじめとした地方創生、国土強靱化、女性の活躍、障害や難病のある方の活躍、働き方改革、外国人材の受入れなどの施策の推進により、経済の好循環をより確かなものとし、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現を目指す。

本年 10 月に予定されている消費税率の引上げに伴う対応については、引上げ前後の需要変動を平準化するための十分な支援策を講じるなど、あらゆる施策を総動員し、経済の回復基調が持続するよう、2019 年度・2020 年度当初予算において臨時・特別の措置を講じる。

財政健全化については、2025 年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指し、同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指す。平成 31 年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定。以下「基本方針 2018」という。）に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」で位置付けられた、社会保障改革を軸とする基盤強化期間の初年度となる予算であり、同計画に基づき、歳出改革等に着実に取り組む。

日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

イ 国の予算

政府は、「平成 31 年度予算編成の基本方針」（平成 30 年 12 月 7 日閣議決定）及び「平成 31 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に基づいて平成 30 年 12 月 21 日、平成 31 年度一般会計歳入歳出概算を閣議決定した。その後、平成 31 年 1 月 18 日、平成 31 年度一般会計歳入歳出概算の変更について閣議決定した。

平成 31 年度一般会計歳入歳出概算は、以下のような基本的な考え方により編成された。

(ア) 平成 31 年度予算の基本的な考え方

a アベノミクスの推進により、日本経済は大きく改善している。デフレではない状況を作り出す中で、GDP は名目、実質ともに過去最大規模に拡大した。また、企業収益は過去最高を記録するとともに、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境は大きく改善し、経済の好循環は着実に回りつつある。

b 他方、経済の先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。あわせて、アベノミクスの成果を全国津々浦々まで一層浸透させ、経済の好循環を更に加速させるように、施策を実施していく必要がある。

c また、我が国財政は、国・地方の債務残高が GDP の 2 倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の 2 割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にある。

d 政府は、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、戦後最大の 600 兆円経済と財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。

e 地球環境と両立した持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、「基本方針 2018」に基づき、一人ひとりの人材の質を高める「人づくり革命」と、成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組む。

また、希望出生率 1.8、介護離職ゼロの実現を目指すとともに、生涯現役社会の実現に向け、高齢者雇用促進のための改革等を実現し、全世代型社会保障制度への取組を進め、少子高齢化という最大の壁に立ち向かっていく。

さらに、農林水産業をはじめとした地方創生、国土強靱化、女性の活躍、障害や難病のある方の活躍、働き方改革、外国人材の受入れなどの施策の推進により、経済の好循環をより確かなものとし、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現を目指す。

加えて、昨今の国際情勢を踏まえ、我が国として、外交・安全保障の強化に取り組む。

f 財政健全化に向けては、「基本方針 2018」に盛り込まれた新経済・財政再生計画を着実に推進することにより、2025 年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指す。同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。

（イ）平成 31 年度予算の編成についての考え方

a 平成 31 年度（2019 年度）予算編成に向けては、引き続き、構造改革はもとより、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要がある。

財政健全化への着実な取組を進める一方、上記の基本的考え方に沿って、幼児教育の無償化をはじめとする「人づくり革命」の推進や第 4 次産業革命の技術革新等を通じた「生産性革命」の実現に向けての設備・人材などへの力強い投資、研究開発・イノベーションの促進など重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す。

b 2019 年 10 月 1 日に予定されている消費税率の引上げに伴う対応については、引上げ前後の消費を平準化するための十分な支援策を講じるなど、あらゆる施策を総動員し、経済の回復基調が持続するよう、2019・2020 年度当初予算において臨時・特別の措置を講じる。

c 東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を現場との連携を密に着実に進める。

本年夏に相次いだ大きな自然災害については、平成 30 年度（2018 年度）第 1 次補正予算により災害復旧を加速する。

また、重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえ、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、3 年間で集中的に実施する。

このうち、初年度の対策として速やかに着手すべきものについては平成 30 年度（2018 年度）第 2 次補正予算により対応することとし、さらに、2019・2020 年度当初予算の臨時・特別の措置を活用する。

d 平成 31 年度（2019 年度）予算は、新経済・財政再生計画で位置付けられた、社会保障改革を軸とする基盤強化期間の初年度となる予算であり、同計画に基づき、歳出改革等に着実に取り組む。社会保障関係費や非社会保障関係費等について歳出改革の取組を継続するとの方針の下、同計画に沿った予算編成を行う。

また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

e また、PDCA サイクルの実効性を高めるため、各府省は、全ての歳出分野において行政事業レビューを徹底的に実施するとともに、証拠に基づく政策立案（EBPM、Evidence-based Policymaking）を推進し、予算の質の向上と効果の検証に取り組む。また、行政手続の電子化の徹底等により、行政手続コストを 2 割以上削減するほか、公共調達改革、多様な PPP/PFI や地方行政サービスの民間委託などの取組を加速・拡大する。

f 新経済・財政再生計画の改革工程表には、継続して取り組むべき歳出改革等を盛り込むほか、「基本方針 2018」に盛り込まれた主要分野ごとの重要課題への対応とそれぞれの改革工程を具体化する。また、行動変容に働きかける取組を加速・拡大する観点から、成果をより定量的に把握できる形に KPI（Key Performance Indicator）を見直すとともに、歳出効率化や経済効果の高いモデル事業について、所管府省庁が責任を持って戦略的に全国展開を進めるほか、地域差や取組状況等を見える化し、改革努力の目標としても活用する。こうした取組への予算の重点配分を推進する。

このような方針に基づいて編成された平成 31 年度一般会計歳入歳出概算の規模は 101 兆 4,571 億円で、前年度当初予算と比べると 3 兆 7,443 億円増加（3.8%増）となっており、基礎的財政収支対象経費（臨時・特別の措置に係る計数を除いたもの）は 75 兆 9,209 億円で、前年度当初予算と比べると 1 兆 5,101 億円増加（2.0%増）となっている。

また、東日本大震災復興特別会計の予算規模は 2 兆 1,348 億円で、前年度当初予算と比べると 2,245 億円減少（9.5%減）となっている。

財政投融资計画の規模は 13 兆 1,194 億円で、前年度計画額と比べると 1 兆 3,437 億円減少（9.3%減）となっている。

(2) 地方財政計画

平成 31 年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、「基本方針 2018」で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成 30 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとする。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

なお、地方財政審議会からは、平成 30 年 5 月 25 日に「誰もが希望を持てる地域社会に向けた地方税財政改革についての意見」及び平成 30 年 12 月 11 日に「今後目指すべき地方財政の姿と平成 31 年度の地方財政への対応についての意見」が述べられている。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成 31 年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定している。

ア 通常収支分

(ア) 地方税制については、平成 31 年度地方税制改正では、地方税の税源の偏在性の是正に資するための特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設するとともに、自動車税の税率の引下げと特例措置の見直し、自動車重量譲与税の譲与割合の引上げ等の車体課税の見直し、ふるさと納税における指定制度の導入などの税制上の措置を講じることとしている。また、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設するための税制上の措置を講じることとしている。

(イ) 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

a 平成 31 年度の地方財源不足見込額 4 兆 4,101 億円については、平成 29 年度に講じた平成 31 年度までの間の制度改正に基づき、従前と同様の例により、次の補填措置を講じる。その結果、国と地方が折半して補填すべき額は生じないこととなる。

(a) 建設地方債（財源対策債）を 7,900 億円増発する。

(b) 地方交付税については、国の一般会計加算により 2,633 億円（地方交付税法附則第 4 条の 2 第 2 項の加算額のうち 2,461 億円及び平成 30 年 12 月 18 日付け総務・財務両大臣覚書第 5 項に基づく平成 29 年度税制改正における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減収額を補填するための加算額 172 億円）増額する。

また、地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金 1,000 億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

(c) 地方財政法第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を 3 兆 2,568 億円発行する。

b 交付税特別会計借入金の償還については、平成 29 年度の償還計画の見直しに伴い償還を繰り延べたものの一部 1,000 億円を増額し、5,000 億円の償還を実施する。

c 上記の結果、平成 31 年度の地方交付税については、16 兆 1,809 億円（前年度比 1,724 億円、1.1%増）を確保する。

(ウ) 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、12 兆 56 億円（普通会計分 9 兆 4,282 億円、公営企業会計等分 2 兆 5,774 億円）とする。

(エ) 人づくり革命の実現、地方創生の推進、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

a 「人づくり革命」の実現に向けた取組のうち、幼児教育の無償化については、平成 31 年度は消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、地方負担分を措置する臨時交付金を創設し、全額国費により対応する。また、「人づくり革命」として、待機児童の解消、

保育士の処遇改善、介護人材の処遇改善に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。

b 「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き1兆円（前年度同額）を計上する。

c 投資的経費に係る地方単独事業費については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく事業と連携しつつ、自然災害を防止するための基盤整備を推進するため、新たに「緊急自然災害防止対策事業費」を3,000億円計上することとし、全体で前年度に比し5.2%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

d 「重点課題対応分」については、森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等の経費200億円を新たに計上し、2,700億円計上する。

e 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。

f 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障関係費の増加等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

g 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講じる。

h 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

(オ) 地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

(カ) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、適正な定員管理、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

イ 東日本大震災分

(ア) 復旧・復興事業

a 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、4,049億円を確保する。また、一般財源充当分として90億円を計上する。

b 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は28億円（普通会計分12億円及び公営企業会計等分16億円）とする。

c 直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費並びに地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費1兆987億円を計上する。

(イ) 全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置（平成 25 年度～平成 35 年度）による地方税の収入見込額として 745 億円を計上するとともに、一般財源充当分として 312 億円を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した平成 31 年度の地方財政計画の規模は、通常収支分は 89 兆 5,930 億円で、前年度と比べると 2 兆 6,957 億円増加（3.1%増）となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が 1 兆 987 億円で、前年度と比べると 92 億円減少（0.8%減）、全国防災事業が 1,058 億円で、前年度と比べると 23 億円増加（2.2%増）となっている。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は 40 兆 1,633 億円で、前年度と比べると 7,339 億円増加（1.9%増）（道府県税 1.6%増、市町村税 2.1%増）、地方譲与税は 2 兆 7,123 億円で、前年度と比べると 1,369 億円増加（5.3%増）、地方特例交付金は 4,340 億円で、前年度と比べると 2,796 億円増加（181.1%増）、地方交付税は 16 兆 1,809 億円で、前年度と比べると 1,724 億円増加（1.1%増）、国庫支出金は 14 兆 7,174 億円で、前年度と比べると 1 兆 662 億円増加（7.8%増）、地方債（普通会計分）は 9 兆 4,282 億円で、前年度と比べると 2,096 億円増加（2.3%増）となっている。

歳出では、給与関係経費は 20 兆 3,307 億円で、前年度と比べると 163 億円増加（0.1%増）となっている。なお、地方財政計画における職員数については、1,919 人の増としている。一般行政経費は 38 兆 4,197 億円で、前年度と比べると 1 兆 3,675 億円増加（3.7%増）となり、このうち一般行政経費に係る地方単独事業費は 14 兆 1,804 億円で、前年度と比べると 1,190 億円増加（0.8%増）となっている。公債費は 11 兆 9,088 億円で、前年度と比べると 2,976 億円減少（2.4%減）、投資的経費は 13 兆 153 億円で、前年度と比べると 1 兆 3,973 億円増加（12.0%増）となっている。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は 6 兆 1,076 億円で、前年度と比べると 3,000 億円増加（5.2%増）となっている。

東日本大震災分（復旧・復興事業）についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は 4,049 億円で、前年度と比べると 178 億円減少（4.2%減）、国庫支出金は 6,768 億円で、前年度と比べると 80 億円増加（1.2%増）などとなっている。歳出では、一般行政経費は 2,422 億円で、前年度と比べると 528 億円減少（17.9%減）、投資的経費は 8,344 億円で、前年度と比べると 534 億円増加（6.8%増）などとなっている。

東日本大震災分（全国防災事業）についてみると、歳入では地方税は 745 億円で、前年度と比べると 17 億円増加（2.3%増）などとなっている。歳出では公債費は 1,058 億円で、前年度と比べると 23 億円増加（2.2%増）となっている。

また、平成 31 年度の地方債計画の規模は、通常収支分が 12 兆 56 億円（普通会計分 9 兆 4,282 億円、公営企業会計等分 2 兆 5,774 億円）で、前年度と比べると 3,600 億円増加（3.1%増）となっている。東日本大震災分は、復旧・復興事業が 28 億円（普通会計分 12 億円、公営企業会計等分 16 億円）で、前年度と比べると 25 億円減少（47.2%減）となっている。

(3) 地方公営企業等に関する財政措置

ア 地方公営企業

(ア) 通常収支分

地方公営企業については、経営基盤の強化を図るとともに、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図る必要がある。

このため、平成 31 年度においては、次のような措置を講ずることとしている。

公営企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において2兆5,394億円（前年度2兆5,584億円）を計上する。

地方公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分2兆5,774億円（前年度2兆4,270億円）を計上する。

各事業における地方財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

a 簡易水道事業及び下水道事業（流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係るものに限る。）については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に公営企業債（臨時措置分）を措置することとし、当該臨時措置分に係る公営企業債の元利償還金については、その全額（流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。）を後年度において基準財政需要額に算入する。

b 地方公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増すことを踏まえ、経営戦略の策定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、経営戦略の策定に要する経費については、平成32年度までを期限として特別交付税措置を講じる。この措置においては、水道事業及び下水道事業の広域化等の調査・検討に要する経費について、重点的な支援を講じる。なお、水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方交付税措置並びに水道管路耐震化事業に係る地方財政措置については、経営戦略を策定していることを要件としている。

また、公営企業会計の更なる適用の推進について、重点事業としている下水道事業及び簡易水道事業について、人口3万人以上の地方公共団体において平成31年度までの公営企業会計への移行を引き続き推進するとともに、人口3万人未満の地方公共団体においても平成35年度までに公営企業会計に移行するなど、公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、適用に要する経費について、地方財政措置を講じるとともに、公営企業会計の適用に取り組む市町村に対して都道府県が行う支援に要する経費について、地方交付税措置を講じる。また、公営企業会計の適用に伴い、資本費平準化債の発行可能額が減少する場合について、激変緩和措置を講じる。

経営戦略の策定、抜本的な改革、公営企業会計の適用等の推進に当たって、地方公営企業の経営に精通した専門人材の活用に要する経費について、特別交付税措置を講じる。

c 水道事業については、経営統合に加え、施設の共同設置・共同利用等、複数の市町村が実施する多様な広域化を推進するため、「水道広域化推進プラン」に基づき地方単独事業として実施する事業を対象に追加するなど、広域化に伴う施設の整備費等に対する地方財政措置を拡充する。また、上水道事業の高料金対策に係る地方交付税措置について、経営統合後の激変緩和措置を講じる。なお、都道府県が「水道広域化推進プラン」の策定に要する経費について、地方交付税措置を講じる。

また、水道管路に係る着実な更新投資と災害対策を推進するため、水道管路耐震化事業について、引き続き地方財政措置を講じるとともに、経営条件の厳しい一定の団体に対して措置を拡充する。

d 下水道事業については、広域化・共同化を推進するため、市町村内で実施する事業や、接続管渠の整備等に要する経費を対象に追加するなど、広域化・共同化に伴う施設の整備費等に対する地方財政措置を拡充する。なお、高資本費対策に係る地方交付税措置について、事業統合後の激変緩和措置を講じる。

また、都道府県が「広域化・共同化計画」の策定に要する経費について、地方交付税措置を講じる。

e 病院事業については、再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備費等について地方財政措置を講じるほか、不採算医療・特殊医療等に対しても地方交付税措置を講じる。

また、公立病院の医師確保に資するよう、医師の確保が困難な地域の公立病院へ医師を派遣する地域の拠点病院等（公立病院、公的病院等）における当該医師の確保に要する経費について、地方公共団体が行う補助等に対して特別交付税措置を講じるとともに、公立病院における遠隔医療システムの導入に要する経費（病院事業債の対象となるものを除く。）について、特別交付税措置を講じる。

（イ）東日本大震災分

地方公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、当該繰出金に対しては、その全額（復興事業のうち東日本大震災復興交付金（効果促進事業）は95%）を震災復興特別交付税により措置することとしており、地方財政計画において75億円を計上する。また、復旧・復興事業に係る地方債については、地方債計画において公営企業会計等分16億円を計上する。

イ 国民健康保険事業

国民健康保険制度については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）に基づき、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となったが、国民健康保険事業の厳しい財政状況に留意し、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

（ア）都道府県が、都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政調整を行うため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条の2に基づき、一般会計から当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れられる都道府県繰入金（給付費等の9%分）については、その所要額（6,436億円）について地方交付税措置を講じる。

（イ）国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部（都道府県3/4、市町村1/4）を負担することとし、その所要額（4,423億円）について地方交付税措置を講じる。

（ウ）低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用（2,594億円）に対し、国及び都道府県が一部（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）を負担することとし、地方負担（1,297億円）について地方交付税措置を講じる。

（エ）高額医療費負担金（3,723億円）については、都道府県国保に対し、国及び都道府県が一部（国1/4、都道府県1/4、都道府県国保1/2）を負担することとし、地方負担（931億円）について地方交付税措置を講じる。

（オ）国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れについて、所要の地方交付税措置（1,000億円）を講じる。

（カ）国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図ることを目的として、40歳から74歳までの国保被保険者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うため、特定健康診査・保健指導事業（517億円）に対して、国及び都道府県が一部（国1/3、都道府県1/3、都道府県国保1/3）を負担することとし、地方負担（172億円）について地方交付税措置を講じる。

ウ 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

(ア) 保険料軽減制度については、低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図る（均等割 2 割・5 割・7 割軽減）とともに、元被扶養者の保険料軽減を行う（均等割 5 割軽減）ため、都道府県及び市町村が負担（都道府県 3/4、市町村 1/4）することとし、その所要額（2,989 億円）について地方交付税措置を講じる。

なお、「今後の社会保障改革の実施について」（平成 28 年 12 月 22 日社会保障制度改革推進本部決定）により、元被扶養者に対する均等割の軽減特例措置について、平成 31 年 4 月に廃止することとされている。

また、70 歳から 74 歳までの窓口負担軽減措置については、平成 26 年度から新たに 70 歳になる者から段階的に法定の負担割合（2 割）に見直すこととされており、所要額が平成 31 年度予算に計上されている。

(イ) 高額医療費負担金（3,106 億円）については、広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部（国 1/4、都道府県 1/4、広域連合 1/2）を負担することとし、地方負担（777 億円）について地方交付税措置を講じる。

(ウ) 財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、都道府県に基金を設置しその拠出金（193 億円）に対して国及び都道府県が一部（国 1/3、都道府県 1/3、広域連合 1/3）を負担することとし、地方負担（64 億円）について地方交付税措置を講じる。

(エ) 実施主体である広域連合に対する市町村分担金、市町村の事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査会関係経費等について所要の地方交付税措置を講じる。

国の一般会計及び地方財政計画等の推移（当初）

（単位：百万円）

区 分	国の一般会計	財政投融資計画	地方財政計画	う ち				地方債計画
				給 与 費	投資的経費	（ 補 助 ）	（ 単 独 ）	
平成 元 年度	60,414,194	32,270,500	62,772,700	17,212,000	20,553,600	9,277,900	11,275,700	8,805,100
2	66,236,791	34,572,400	67,140,200	18,151,600	21,355,000	9,291,200	12,063,800	8,804,400
3	70,347,419	36,805,600	70,884,800	19,487,600	22,735,000	9,464,800	13,270,200	9,081,500
4	72,218,011	40,802,200	74,365,100	20,797,400	24,465,500	9,668,300	14,797,200	8,750,000
5	72,354,824	45,770,600	76,415,200	21,755,500	26,791,800	10,214,600	16,577,200	10,358,500
6	73,081,669	47,858,200	80,928,100	22,191,100	29,072,300	10,505,800	18,566,500	14,734,000
7	70,987,120	48,190,100	82,509,300	22,567,600	30,362,000	10,862,000	19,500,000	16,033,200
8	75,104,924	49,124,700	85,284,800	22,763,200	31,065,200	10,965,200	20,100,000	18,110,300
9	77,390,004	51,357,100	87,059,600	23,103,900	31,069,200	10,969,200	20,100,000	17,365,900
10	77,669,179	49,959,200	87,096,400	23,313,700	29,218,300	9,918,300	19,300,000	16,094,000
11	81,860,122	52,899,200	88,531,600	23,597,200	29,478,800	10,178,800	19,300,000	16,397,000
12	84,987,053	44,495,500	88,930,000	23,578,300	28,418,700	9,918,700	18,500,000	16,310,600
13	82,652,379	32,547,200	89,307,100	23,571,400	27,170,500	9,670,500	17,500,000	16,499,800
14	81,229,993	26,792,000	87,566,600	23,625,400	24,598,500	8,848,500	15,750,000	16,523,900
15	81,789,078	23,411,500	86,210,700	23,369,600	23,286,800	8,406,800	14,880,000	18,484,500
16	82,110,925	20,489,400	84,666,900	22,938,200	21,328,300	7,858,300	13,470,000	17,484,300
17	82,182,918	17,151,800	83,768,700	22,668,400	19,521,100	7,030,000	12,491,100	15,536,600
18	79,686,024	15,004,600	83,150,800	22,527,300	16,888,900	6,797,800	10,091,100	13,946,600
19	82,908,808	14,162,200	83,126,100	22,511,100	15,232,800	6,644,400	8,588,400	12,510,800
20	83,061,340	13,868,900	83,401,400	22,207,100	14,815,100	6,484,400	8,330,700	12,477,600
21	88,548,001	15,863,200	82,555,700	22,127,100	14,061,700	5,980,900	8,080,800	14,184,400
22	92,299,193	18,356,900	82,126,800	21,686,400	11,907,400	5,039,100	6,868,300	15,897,600
23	92,411,613	14,905,900	82,505,400	21,269,400	11,303,200	5,947,400	5,355,800	13,734,000
24	90,333,932	17,648,200	84,276,400	20,990,500	12,281,800	6,913,800	5,368,000	14,030,100
25	92,611,539	18,389,600	84,453,200	19,760,000	12,472,600	7,418,600	5,054,000	13,687,800
26	95,882,303	16,180,000	85,574,500	20,353,100	12,565,900	7,300,000	5,265,900	12,982,700
27	96,341,951	14,621,500	87,767,500	20,346,100	12,780,600	7,465,200	5,315,400	12,206,400
28	96,721,841	13,481,100	87,670,200	20,337,800	12,407,000	6,935,300	5,471,700	11,246,200
29	97,454,709	15,128,200	87,998,600	20,330,500	12,191,100	6,524,000	5,667,100	11,644,500
30	97,712,769	14,463,100	88,108,700	20,322,800	12,399,000	6,571,200	5,827,800	11,650,900
令和 元 年度	101,457,094	13,119,400	90,797,500	20,338,500	13,849,700	7,725,900	6,123,800	12,008,400

（注） 財政投融資計画については、財政投融資改革に伴い、平成13年度から資金運用事業は廃止され、政府保証外債が加えられることから、平成12年度計数について比較対象のため所要の修正を行っている。
 地方財政計画の平成17年度投資的経費の額については、平成18年度との比較対照のため組替えがなされているため、それに従っている。
 平成24年度からの地方財政計画、地方債計画の数値については、通常収支分と東日本大震災分の合計である。

〔対前年度増減率〕

（単位：％）

区 分	国の一般会計	財政投融資計画	地方財政計画	う ち				地方債計画
				給 与 費	投資的経費	（ 補 助 ）	（ 単 独 ）	
平成 元 年度	6.6	9.0	8.6	4.0	5.3	0.8	9.2	△ 4.1
2	9.6	7.1	7.0	5.5	3.9	0.1	7.0	△ 0.0
3	6.2	6.5	5.6	7.4	6.5	1.9	10.0	3.1
4	2.7	10.9	4.9	6.7	7.6	2.2	11.5	△ 3.7
5	0.2	12.2	2.8	4.6	9.5	5.7	12.0	18.4
6	1.0	4.6	5.9	2.0	8.5	2.9	12.0	42.2
7	△ 2.9	0.7	2.0	1.7	4.4	3.4	5.0	8.8
8	5.8	1.9	3.4	0.9	2.3	1.0	3.1	13.0
9	3.0	4.5	2.1	1.5	0.0	0.0	0.0	△ 4.1
10	0.4	△ 2.7	0.0	0.9	△ 6.0	△ 9.6	△ 4.0	△ 7.3
11	5.4	5.9	1.6	1.2	0.9	2.6	0.0	1.9
12	3.8	△ 15.9	0.5	△ 0.1	△ 3.6	△ 2.6	△ 4.1	△ 0.5
13	△ 2.7	△ 26.9	0.4	△ 0.0	△ 4.4	△ 2.5	△ 5.4	1.2
14	△ 1.7	△ 17.7	△ 1.9	0.2	△ 9.5	△ 8.5	△ 10.0	0.1
15	0.7	△ 12.6	△ 1.5	△ 1.1	△ 5.3	△ 5.0	△ 5.5	11.9
16	0.4	△ 12.5	△ 1.8	△ 1.8	△ 8.4	△ 6.5	△ 9.5	△ 5.4
17	0.1	△ 16.3	△ 1.1	△ 1.2	△ 8.5	△ 10.5	△ 7.3	△ 11.1
18	△ 3.0	△ 12.5	△ 0.7	△ 0.6	△ 13.5	△ 3.3	△ 19.2	△ 10.2
19	4.0	△ 5.6	△ 0.0	△ 0.1	△ 9.8	△ 2.3	△ 14.9	△ 10.3
20	0.2	△ 2.1	0.3	△ 1.4	△ 2.7	△ 2.4	△ 3.0	△ 0.3
21	6.6	14.4	△ 1.0	△ 0.4	△ 5.1	△ 7.8	△ 3.0	13.7
22	4.2	15.7	△ 0.5	△ 2.0	△ 15.3	△ 15.7	△ 15.0	12.1
23	0.1	△ 18.8	0.5	△ 1.9	△ 5.1	18.0	△ 22.0	△ 13.6
24	△ 2.2	18.4	2.1	△ 1.3	8.7	16.2	0.2	2.2
25	2.5	4.2	0.2	△ 5.9	1.6	7.3	△ 5.8	△ 2.4
26	3.5	△ 12.0	1.3	3.0	0.7	△ 1.6	4.2	△ 5.2
27	0.5	△ 9.6	2.6	△ 0.0	1.7	2.3	0.9	△ 6.0
28	0.4	△ 7.8	△ 0.1	△ 0.0	△ 2.9	△ 7.1	2.9	△ 7.9
29	0.8	12.2	0.4	△ 0.0	△ 1.7	△ 5.9	3.6	3.5
30	0.3	△ 4.4	0.1	△ 0.0	1.7	0.7	2.8	0.1
令和 元 年度	3.8	△ 9.3	3.1	0.1	11.7	17.6	5.1	3.1